

特定非営利活動法人 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会 という。略称をノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の会 とする。

2 この法人の英文名は、No More Hibakusha Project-Inheriting Memories of the A- and H-Bomb Sufferers とする。

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区和田3-30-22大学生協杉並会館に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、原爆被害の実相と、原爆被害者が遺してきた証言・記録・資料を収集、保存、普及、活用し、その記憶遺産の継承をめざす事業を行い、「ふたたび被爆者をつくるな」という願いの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 原爆被害の実相・原爆体験・原爆被害者の運動などの記録・資料の調査、収集、整理、保存事業
- (2) 原爆関連資料の収集、保管に取り組む諸団体との共同ネットワークの構築事業
- (3) 原爆被害者運動関係の調査・研究事業
- (4) 原爆資料の活用・普及及び若い人々へ活動参加を促す企画・イベント・

情報提供などの啓発・出版事業

- (5) 恒久的な公共機関「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産平和資料館」の設立に関する事業
- (6) 会の活動状況や原爆資料に関するニュース発行、HP 開設の広報事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動に参加する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを

除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上3人以内を副代表理事とする。
(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終了するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 解散における残余財産の帰属先
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて、監事から招集があったとき。

き。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会

員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面または電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会及び委員会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(2) 役員の職務

(3) 会費の額

(4) 借入金に関する事項

(5) 事務局の組織及び運営

(6) 総会に付議すべき事項

(7) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項

(8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する重要な事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、代表理事が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この期間を短縮することができ、又は理事全員の同意を得て口頭で招集することができる。

(理事会の議事)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 理事会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(委員会)

第35条 理事会の決議に基づき、この法人に委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 資 産

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理

事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむ得えない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動報告書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正

会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第13条2項、第2項の規定にかかわらず、設立総会議案第3号の議決により選任された次に掲げる者とする。

代表理事	岩佐幹三
副代表理事	安齋育郎
副代表理事	池田真規
副代表理事	中澤正夫
理事	有原誠治
理事	大久保賢一
理事	間間 元
理事	内藤雅義
理事	直野章子
理事	芳賀唯史
理事	橋本 内
理事	舟橋喜恵
理事	安田和也
理事	吉田一人
理事・事務局長	伊藤和久

監事 木村誠

監事 田部知江子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2013年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2013年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の会費及び賛助会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人） 年会費 10,000円

(2) 賛助会員 賛助会費（年）

個人 1口 1,000円（1口以上）

団体 1口 10,000円（1口以上）

附則 この定款は、2018年10月3日
から施行する。